令和７年６月

事　業　者　様

京　都　労　働　局　登　録　京　第　１　号
登録有効期限２０２９年３月３０日
（公社）京都労働基準協会

『玉掛け技能講習』開催のご案内

安全衛生関係法令では、つり上げ荷重が１トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務、制限荷重が１トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務については、所定の技能講習を修了した者でなければ、その業務に就かせてはならないことになっております。（労働安全衛生法第６１条・同施行令第２０条第１６号）

つきましては、標題の「技能講習」を下記の要領により開催いたしますのでこの機会にご受講下さいますようご案内申し上げます。

記

１　日　　時及び場所

【学科】１日目　日時：令和７年　９月２９日（月）午前９時１０分～午後４時２５分頃予定
場所：野田川わーくぱる（与謝野町四辻１６１）＊敷地内全面禁煙
２日目：日時：令和７年１０月　１日（水）午前９時１０分～午後５時３０分頃予定
場所：野田川わーくぱる（与謝野町四辻１６１）＊敷地内全面禁煙

【実技】日時：令和７年　１０月　４日（土）午前７時５０分集合～午後５時３０分頃終了予定
場所：㈱日進ＰｒｏＳＯＬ（京丹後市峰山町赤坂８５）＊屋内禁煙

※学科・実技とも修了試験を実施します。

２　講習科目

【学科】（１）クレーン等に関する知識〔１時間〕
（２）クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識〔３時間〕
（３）クレーン等の玉掛けの方法〔７時間〕
（４）関係法令〔１時間〕
【実技】（１）クレーン等の玉掛け〔６時間〕
（質量目測・玉掛け用具の選定及び使用、玉掛け基本作業及び応用作業）
（２）クレーン等の運転のための合図〔１時間〕

３　受講資格　　満１８歳以上の方

４　定　　員　　２７名（定員になり次第、締切ります。）定員不足がちですみません。

５　受　講　料　　２２，０００円（２０，０００円＋消費税）

玉掛け補助作業の業務６ヶ月以上の経験者及び講習科目「力学」免除者
１９，８００円（１８，０００円＋消費税）
① 講習科目「力学」の免除を希望される方
・クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置運転士免許所持者
・床上操作式クレーン、小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者
※受講申込書に免許証又は修了証のコピーを貼付してください。
② 玉掛け補助作業の業務６ヶ月以上の経験者
別紙に、従事期間・クレーンの種類・荷の種類・具体的作業内容を記入した本人の申立書および事業主の証明を添付して下さい。（※講習科目「力学」は免除されません。）
※受講料振込後は受講料を返還致しかねますのでご承知下さい。

６　テキスト代　　１，７０５円（税込）（一社）日本ｸﾚｰﾝ協会「玉掛け作業者必携」ﾃｷｽﾄは講習当日にお渡しします。

７　申込方法　（１）予約開始：令和７年７月２９日（火）**午前１０時**～
※日時を守ってください。ＷＥＢ申込導入に備え、午前１０時からに致します。
（２）予約締切：令和７年８月　８日（木）午後１２時まで

（3）支払締切：令和７年８月２５日（月）午後１２時まで
★受講料・テキスト代支払いをもって正式受付とします。
正式申込がない場合はキャンセル待ちの方に順番を回します。
（4）申込書に必要事項をご記入の上（写真不要）、事務局に**FAXで予約**してください。
事務局での電話予約は受付はありません。
（5）予約ができたら事務局から連絡し、請求書を郵送しますので受講料・テキスト代をお振込みください。
手数料はご負担ください。その後、写真付きの申込書（原本）を郵送ください。写真は申請前６ヶ月以内に撮影した単身・上三分 身・正面・脱帽・無背景の（3.0㎝×2.4㎝）のもの。
画像不鮮明、サングラスをかけたもの、インスタント写真は不可。
※申込書記入ミスによる修了証再発行は１枚１，６５０円必要となります。
（6）恐縮ですが１社からの申込は３名までとさせていただき、４名からはキャンセル待ちでお願いします。

８ 申 込 先　公益社団法人　京都労働基準協会 丹後支部　京丹後市峰山町杉谷868（峰山織物センター内）
ＴＥＬ：０７７２－６２－５４９５　ＦＡＸ：０７７２－６２－５５０９

９ 本人確認　受講時に本人確認をしますので、次のもののいずれかを受講開始日に必ず持参して下さい。
① 自動車運転免許証　② パスポート　③ 各種免許証　④ 住民票
⑤ 健康保険証　⑥ 特別永住者録証明書又は在留カード
⑦ 公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

１０ そ の 他　実技講習日は、必ず実技に適した服装（長袖作業服上下・保護帽・安全靴）で受講下さい。
学科・実技講習の時は筆記具・電卓を持参ください。

１１ 修了証の交付　実技講習終了後、合格者に交付します。

※悪天候等によりやむを得ず講習を延期・中止等することがあります。

◆受講申込書「事業場証明」欄『玉掛けの補助業務の実務経験証明』◆

〔 記 載 例 〕

「玉掛けの補助業務の実務経験証明」の事業主証明欄は、必ず事業主名を記入の上、個人印又は代表者印を押印してください。（自筆署名の場合、押印は不要です。）また、受講者名を書いて下さい。

事業所証明

玉掛けの補助業務の実務経験
（6ヵ月以上の補助業務の経験のある方はこの欄に案内書の記載例を参考にして記入してください。）

補助業務の期間	クレーンの種類又は形式	荷の種類及び形式	具体的な作業内容
・＊＊年＊月 ～＊＊年＊月 （6か月以上必要）	・例：天井クレーン １５t～３０t	例：・鋼材 ・鋼材加工品	例：建設機械製造工場 ﾄﾞﾗｸﾞｼｮﾍﾞﾙの組立てにおいて玉掛け作業者(有資格者 田中一郎)の指導のもとにｱｲﾎﾞﾙﾄ使用によるｼｬｯｸﾙ及びﾜｲﾔﾛｰﾌﾟによる 2～4 点づり及び専用つり具（ﾊｯｶｰ等）による玉掛け作業（つり荷の質量 1t～10t）補助作業

この業務経験に間違いありません。

受 講 者　㊞

上記の者が枠内の通り玉掛けの補助業務に就いたことを証明します。

令和 7 年　月　日　事業場名

所 在 地

事業者氏名　㊞

※1、クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等をいう。
※2、荷種類とは、一般的な名称（鋼材、コンクリート、木材等）をいう。荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC抗、機械部品、電気部品、その他等をいう。
※3、具体的な業務内容は、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業でその内に、玉掛け補助作業の内容（用具等の準備、点検、玉掛けの助手等）及び主に指導した者等を記入すること。